

栃木県労働基準協会連合会

令和4年1月1日

発行

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL:028-678-2771 FAX:028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

http://www.tochikiren.or.jp

第57号

発行人

藤田英二

印刷 鈴木印刷株式会社



新年のご挨拶 一般社団法人 栃木県労働基準協会連合会 会長 松下 正直

新年明けましておめでとうございます。

県内8地区労働基準協会並びに会員事業場の皆様には、心新たに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は、当連合会の事業運営に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、一昨年来猛威をふるい続けた新型コロナウイルス感染症は、東京オリンピック開催後の8月下旬に、全国で1日25,000人、県内でも270人と一旦ピークに達しましたが、ワクチン接種の急速な拡大に伴い、感染者数はその後急激な減少傾向をたどり、12月10日現在では、全国で1日150人を切り、当県を含む多くの県でゼロの日が増加するなど、新型コロナウイルスの感染状況は、急速に改善しました。

一方、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の全面解除を経て、人流が増加に転じ、本格的な経済活動の再開に向けて動き出す中、新たな変異株である、オミクロン株の世界的な感染拡大が懸念されるなど、予断を許さない状況が続いております。基本的な感染防止対策の継続に加え、ワクチンのブースター接種、治療薬の普及等により、再拡大の回避が図られることを期待するところです。

振り返りますと、昨年も、多くの企業は政府・厚生労働省の示した感染防止対策に沿って、テレワークや会議・出張の制限、更にはワクチンの職域接種に努めるなど、厳しい経営状況の中でも、前向きに「ウイズコロナ」、「アフターコロナ」を見据えて、経営努力を続けて参りました。

しかしながら、感染者数の減少が、即座に経済状況の好転には繋がらず、今も企業活動の低滞が続く産業・企業に係る報道が数多くされております。また、海外では依然として、感染の再拡大が続くなど、半導体をはじめとするサプライチェーンの混乱が長引いており、資材不足が景気の回復に与える影響も懸念されているところです。

当連合会でも、栃木地方産業安全衛生大会が一昨年に続き昨年も中止となったほか、技能講習等においても、受講定員抑制や一部は中止を余儀なくされるなど厳しい状況が続き、規制が解除されるまでの間、利用者の皆様にご不便をお掛けいたしました。

以上のように、厳しい状況下ではありましたが、当連合会では、一昨年に引き続き、過重労働防止・働き方改革関連法の周知徹底、とりわけ、大幅な改正が行われた労働基準法について、残業時間の上限規制や有給休暇の取得促進などの周知・啓発活動を強化して参りました。

また、労働災害防止関係では、労働災害の増加傾向は予断を許さず、全国、県内共に近年増加傾向が続き、昨年も増加していると聞き及んでおります。

特に、昨年は死亡災害が大幅に増加したことなどから、11月10日付で栃木労働局長より緊急メッセージが

発せられ、この周知徹底にも努めたところです。

このほか、転倒災害防止キャンペーンや受動喫煙防止対策、更には改訂された最低賃金などの情報発信も着実に進めて参りますが、先ずは新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けて、各企業・家庭において基本的な感染防止対策を引き続き徹底いただき、一日も早い経済活動と生活の正常化を念願しております。

当連合会といたしましても、これら対策の着実な実施の下、会員事業場が適切な労務管理を実施出来ます様、地区協会活動を支援して参りますので、地区協会役員と会員の皆様には引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

本年当県は、実に42年ぶりとなる栃木国体と障がい者スポーツ大会開催の年を迎えました。

全国から多くの選手・役員が集まり、熱戦が繰り広げられる予定であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けず、大会が無事に成功を収めることを願って止みません。

結びに、本年の干支は壬寅（みずのえとら）ですが、古来より「厳しい冬を越えて芽吹き始め、新たな成長の礎となる」年と言われております。県内産業界にとって着実な回復の年となり、各地区労働基準協会並びに会員事業場の皆様にとって復活・飛躍の年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



年頭にあたって

栃木労働局長 藤浪 竜哉

新年、明けましておめでとうございます。

令和4年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会及び会員事業場の皆様におかれましては、心新たに輝かしい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中、当労働局の業務の推進に格別のご理解とご協力をいただいたことに、御礼申し上げますとともに、本年も引き続きよろしくようお願い申し上げます。

さて、昨年の雇用情勢を振り返りますと、新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が適用され、その影響がたいへん懸念されましたが、本県の有効求人倍率はかろうじて1倍台を保って推移をしたところです。県内企業からの求人も昨年より増加の基調となっていますが、人材不足の一部業種を除き、求人数はコロナ禍前の一昨年の水準に及ばない状況が続いており、引き続き、今後の動向を注視しなければなりません。

このような中、働き方改革の重要な柱の「時間外労働の上限規制」については、令和2年4月をもって中小企業にも適用されていますが、令和2年度に栃木労働局が実施した長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導において、対象事業場の約35%で違法な時間外休日労働（うち、45%が月80時間を超える時間外労働）が行われているなど、依然として長時間労働の実態が認められます。新型コロナウイルスの感染拡大により、テレワークをはじめデジタル化が進むなど、多様な働き方が広がる中、ウィズコロナ・ポストコロナに向け、長時間労働を解消し、仕事と生活の調和のとれた働き方を推進していただくなど、継続的に取組んでいくことが必要です。

栃木労働局といたしましては、引き続き、「新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応」を進めるとともに、ウィズコロナ・ポストコロナに向け、「働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進」、「安全で健康に働くことができる職場づくり」、「人材不足への対応、多様な人材が活躍できる職場づくり」を柱として、働き方改革の着実な実行を通じた労働環境の整備・生産性の向上の促進による働きやすい職場づくりの実現に向けた取組に力を入れてまいります。

また、栃木県最低賃金は、昨年10月1日から28円引き上げ、1時間882円に改定いたしました。最低賃金額以上の賃金の支払をはじめとする労働関係法令の遵守をお願いいたします。

県内の労働災害は、令和3年10月末現在、休業4日以上の被災者数が、1,761人と前年同期より327人(22.8%)増加し、死亡者数も、15人と前年同期より7人増加するなど大幅な増加が続いています。このため、11月には皆様に、「死亡労働災害の多発による緊急メッセージ」により死亡災害防止に取り組んでいただきました。

栃木労働局では、2018年から2022年の5年間で「労働災害による死亡者を15%以上減少」、「休業4日以上の死傷者数を5%以上減少」という目標(第13次労働災害防止計画)に基づき、労働災害の防止に取り組んでおり、依然として労働災害の多くを占める「転倒災害」の防止ほか、死亡労働災害の撲滅、労働災害の減少に取り組んでまいります。

会員各社の皆様におかれましても、働き方改革の着実な実施はもとより、基本的な労務管理・安全管理の徹底、リスクアセスメントの実施、全員参加による労働災害の防止への取組、労働者が安全・安心で健康に働くことができる職場環境づくりの推進につぎまして、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、新たな年を迎え、貴会の益々のご発展と、関係者の皆様のご健勝、無事故・無災害をご祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

とちぎ労基連トピックス①

令和3年度第3回理事会が開催されました。

令和3年11月19日(金)、栃木県建設産業会館において、理事16名、監事2名が出席し、当連合会の令和3年度第3回理事会が開催されました。

議事に先立ち、松下正直会長から、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地方産業安全衛生大会が中止となり、連合会の運営を含め多くの会員企業が昨年に引き続き多大な影響を受けるなど困難な状況が続いたが、8月のピーク後は急速に改善し、最近では感染者ゼロの日も増えている。このような状況下で本年度後半は、昨年度に引き続き過重労働防止、働き方改革関連法の周知徹底、更には死亡労働災害急増を受けての栃木労働局長の緊急メッセージの周知徹底を図ってゆく必要があり、今後とも、各職場で労働災害撲滅に向けて安全衛生活動を強化するよう、連合会として指導啓発に努めると挨拶がありました。

理事会では、事務局より

第1号議案 令和3年度上半期事業報告

第2号議案 令和3年度上半期収支予算執行状況報告

第3号議案 令和3年度上半期の役員活動状況報告

について提案説明があり、慎重な審議の結果、全議案とも承認されました。

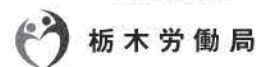


議事終了後、出席者に対して藤田専務理事より、栃木労働局長の緊急メッセージについて配布資料を基に、メッセージ内容があらためて説明され、年末年始無災害運動と合わせて各地区協会における一層の取組協力についての要請が行われました。

「年末年始無災害運動」実施要綱



（令和3年12月1日～令和4年1月31日）



1 趣旨

栃木県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、令和2年は過去10年間で最多となる1,997人を数え、9人もの尊い生命が失われた。

令和3年においては、10月末現在で1,761人と昨年同時期よりも327人増加し、うち死亡災害による被災者数は15人を数え、昨年1年間の被災者数を6人上回る、誠に由々しき事態となっている。

本年の死亡災害は、高所等からの転落、機械装置による挟まれ、土砂崩壊等、依然として在来型の災害が顕著にあるなど、基本的な安全対策の欠如によるものが多数を占めている。一方、休業災害では、転倒や動作の反動等、労働者の行動に起因するものが多く、依然として高年齢労働者の被災者が全体の約半数を占めており、特に50歳代において、454人と既に昨年1年間の448人を上回るなど増加率が顕著となっている。

これから年末年始を中心にあわただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒、交通事故等の危険が増し、さらなる労働災害の増加、とりわけ死亡災害や重度の障害が残る重篤な災害、一度に複数の労働者が被災する重大災害の発生が懸念されることから、死亡災害はもちろんのこと、これ以上の死傷災害を発生させないとの強い決意とともに、具体的な労働災害防止対策の一層の強化が求められる。

加えて、冬季を迎え新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症の拡大が懸念され、とりわけ職場における同感染症の予防対策の徹底も重要となる。

これら状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の防止とりわけ死亡災害の撲滅を目的とした「年末年始無災害運動」を各労働災害防止団体等とともに実施する。

2 当局実施期間

令和3年12月1日から令和4年1月31日まで

3 運動スローガン

『年末年始も安全作業 あなたが無事故のキーパーソン』
（中央労働災害防止協会第51回年末年始無災害運動スローガン）

4 災害防止の重点事項

- (1) 死亡労働災害及び身体に障害が生ずる重篤な災害の撲滅
- (2) 機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害の撲滅
- (3) 高所作業における「墜落、転落」災害の撲滅
- (4) 転倒災害の撲滅
- (5) 職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止

5 栃木労働局の実施事項

- (1) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (2) 重点事項に係る指導啓発用チラシの作成・配布、広報の実施
- (3) 各種会合等における周知徹底
- (4) 栃木労働局ホームページによる周知

6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情に合った無災害運動の展開
- (2) 建設業に対する監督指導等の実施
- (3) 各種会報・機関紙等への掲載依頼
- (4) 各種会合・説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (5) その他各署独自の推進運動

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) フルハーネス型墜落制止用器具を含めた安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (5) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底



- (6) 金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置の実施
- (7) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (8) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (9) 交通労働災害防止対策の推進
- (10) 安全衛生パトロールの実施
- (11) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (12) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (13) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (14) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (15) 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- (16) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症拡大防止対策の徹底
- (17) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (18) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (19) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (20) *栃木労働局「Aない声かけ運動」の実施
- (21) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

* 「Aない声かけ運動」については、実施期間を12月31日までとしているが、不安全行動の抑止に効果的なので、年明け以降も引続き職場での「声かけ」を実施することが望ましいもの。

【参考資料等】※ ホームページに掲載しております。

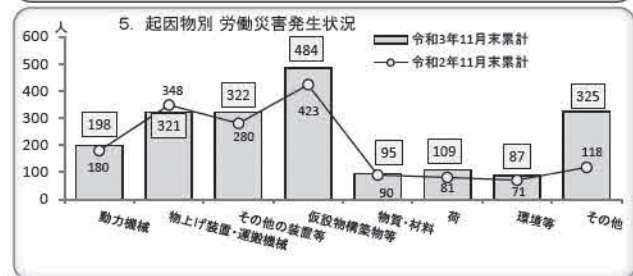
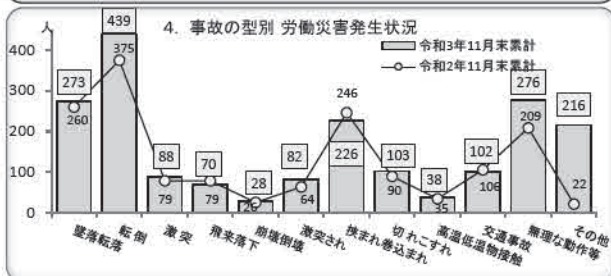
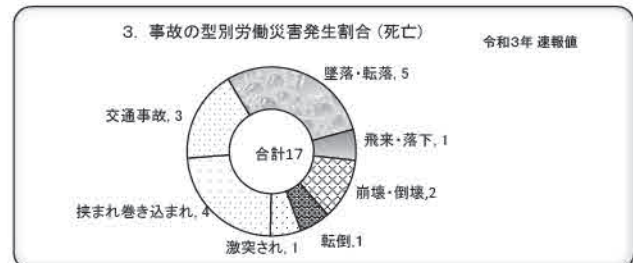
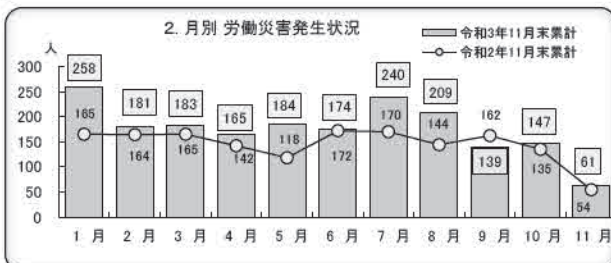
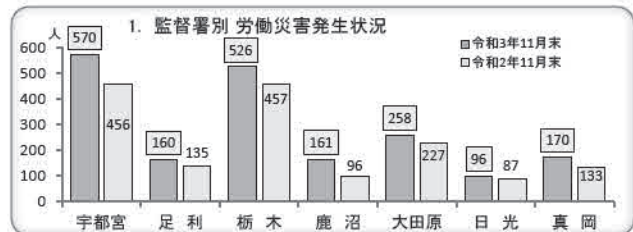
- ・ STOP！転倒プロジェクト in 栃木
- ・ STOP！はさまれ・巻き込まれ災害
- ・ はしごを使う前に／脚立を使う前に（チェックリスト）
- ・ ロールボックスパレット／テールゲートリフターを使う前の5つの基本チェックリスト
- ・ 改良しましょう ロールボックスパレット3つのポイントを提案します！
- ・ 交通労働災害を防止するために
- ・ エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）
- ・ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

栃木労働局からのお知らせ②（健康安全課） 労働災害発生状況（令和3年）

※休業4日以上¹の死傷災害が大幅な増加となっているほか、死亡災害も88.9%増となっています。災害防止対策の徹底をお願いいたします。

（令和3年11月末現在）

区分	令和2年		令和3年		増減数	増減率（%）
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	1,591	9	1,941	17	+350	+22.0
製造業	412	2	511	2	+99	+24.0
建設業	160	3	192	6	+32	+20.0
道路貨物運送業 陸上貨物取扱業	196		237	4	+41	+20.9
林業	15		15		-	-
第三次産業	755	4	916	3	+161	+21.3



令和4年4月1日から
くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます！
新しい認定制度もスタートします！

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています。（100人以下の企業は努力義務です。）

ポイント1

〇くるみんの認定基準とマークが改正されます。

- ①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されます。
男性の育児休業等取得率 現行：7%以上 → 令和4年4月1日以降：10%以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
現行：15%以上 → 令和4年4月1日以降：20%以上
- ②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)で公表すること、が新たに加わります。

ポイント2

〇プラチナくるみんの特例認定基準が改正されます。

- ①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されます。
男性の育児休業等取得率
現行：13%以上 → 令和4年4月1日以降：30%以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
現行：30%以上 → 令和4年4月1日以降：50%以上
- ②女性の継続就業に関する基準が改正されます。
出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合 現行：55% → 令和4年4月1日以降：70%

ポイント3

〇新たな認定制度「トライくるみん」が創設されます。

認定基準は現行のくるみんと同じです。※トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

ポイント4

〇新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度が創設されます。

☆新しいくるみん認定マーク、トライくるみん認定マーク、ポイント4の認定マーク・愛称は、決定後お知らせします。

【お問合せ先】 栃木労働局雇用環境・均等室 ☎028-633-2795

* ポイント1~4の詳細は、こちら ⇒



令和4年4月1日から3段階で施行
育児・介護休業法が改正されました！

ポイント1 令和4年4月1日から適用

- 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります。
- 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます。

ポイント2 令和4年10月1日から適用

- 産後パパ育休（出生時育児休業）が創設されます。
- 育児休業を分割して取得できるようになります。



ポイント3 令和5年4月1日から適用

- 育児休業取得状況の公表が事業主の義務になります。（従業員1,000人超企業のみ）

【お問合せ先】 栃木労働局雇用環境・均等室 ☎028-633-2795

栃木労働局「今月のおすすめ情報」を発信しています！

栃木労働局では、**主要な取組、重要なお知らせ**を「今月のおすすめ情報」としてリーフレット形式でまとめ、**毎月、栃木労働局ホームページ**で情報発信しています。



「今月のおすすめ情報」は、**前月下旬頃に発信**しています。事業主の皆さまのお役に立てる情報をお届けいたしますので、ぜひご活用ください！

HPのトップページのここに掲載しています！

◆栃木労働局 HP <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/>

【お問合せ先】 栃木労働局雇用環境・均等室 ☎028-633-2795



とちぎ労基連トピックス②

栃木労働局からの要請・依頼の概要（10月以降分）

- ④0 3年10月21日付け 栃木労働局長
（趣旨）長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書
- ④1 3年10月21日付け 栃木労働局監督課長
（趣旨）「過重労働解消キャンペーン」に関する周知・広報依頼
- ④2 3年11月10日付け 栃木労働局長
（趣旨）死亡労働災害の多発による栃木労働局長緊急メッセージ ～産業現場で働く皆様へ～
- ④3 3年11月15日付け 栃木労働局長
（趣旨）栃木県特定最低賃金の周知広報依頼
- ④4 3年11月12日付け 栃木労働局雇用環境・均等室長
（趣旨）「働きやすい職場づくりセミナー」の開催等について周知依頼
- ④5 3年11月22日付け 栃木労働局長
（趣旨）令和3年度「年末年始無災害運動」の実施について周知協力依頼
- ④6 3年12月1日付け 栃木労働局長
（趣旨）変異原性が認められた化学物質の取扱いについて周知依頼
- ④7 3年12月6日付け 栃木労働局長
（趣旨）事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について周知協力依頼
- ④8 3年12月7日付け 栃木労働局長
（趣旨）「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の一部改正について周知協力依頼

職場における労働衛生基準見直しの 主な項目とポイント

(事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正関係)

主な項目	見直しのポイント
照度 【事務所のみ】 (R4.12.1施行)	・事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げた。 ・一般的な事務作業(300ルクス以上) ・付随的な事務作業(150ルクス以上) ・個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z 9110などの基準を参照する。
便所 ※便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持。	・男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所 ^注 を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。 ・少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。 ・従来の基準を満たす便所を設けている場合は変更は不要。 注)独立個室型の便所:男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにブライバシーにも配慮する。
休憩設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	・随時利用が可能となるよう機能を確保する。 ・入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、ブライバシーと安全性の両者に配慮する。
作業環境測定 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。
救急用具の内容	作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならぬ具体的な品目についての規定を削除した。 職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。

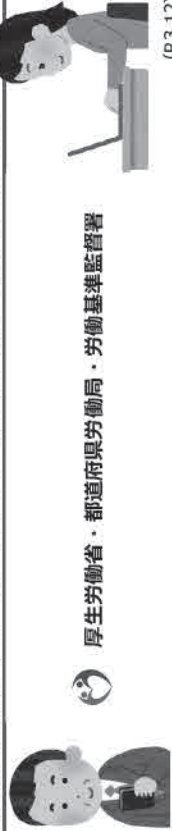
職場における労働衛生基準が変わりました～ 照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとしてください。

省令の改正に伴って変更される点

- **作業面の照度【事務所則第10条】** ※令和4年12月1日施行
現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。
- **便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】**
新たに「独立個室型の便所」※が法令で位置付けられました。便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合は取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されました。
なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。
※男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。
- **救急用具の内容【安衛則第634条】**
作業場に備えなければならぬ負傷者の手当てに必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなりました。

ポイント：社会状況の変化に合わせてすべての働く人々を視野に対応
作業場における清潔を保持するための措置、休養のための措置、良好な作業環境を確保するための措置などは、すべての働く人々にとって重要です。関係通達も含めた労働衛生基準の見直しについて、裏面で詳しく説明しています。



(R3.12)

齋藤好章氏が中災防の緑十字賞を受賞されました。



宇都宮労働基準監督署管内商業労働災害防止協議会（会員64事業場）会長で、（一社）宇都宮労働基準協会副会長兼総務部会長の（株）福田屋百貨店執行役員・総務人事部長の齋藤好章氏（塩谷町）が本年度の中災防・緑十字賞を受賞されました。

本年度の中災防主催の全国産業安全衛生大会は10月に東京でWEB方式併用のハイブリット大会として開催され、緑十字賞の受賞決定者には総合集会で表彰が行われましたが、齋藤氏には業務の都合で欠席されましたので、過日、中災防

から表彰状、表彰楯、バッジが送付されましたので、齋藤氏に伝達いたしました。

齋藤氏は永年にわたり、宇都宮労働基準協会の役員として協会の事業運営に積極的に参加協力し、労働関係法令の遵法水準と安全衛生水準の向上に多大な貢献をして来られました。

また、増加する第3次産業での労働災害防止のため、2015年に発足した宇都宮労働基準監督署管内商業労働災害防止協議会の初代会長として今日まで、同署管内の商業・サービス業の労働災害の防止に尽力して来られた功績などが認められ、この度の授賞となりました。誠にありがとうございました。

令和3年度「衛生管理者能力向上教育」を開催しました

—増加する健康障害防止関係改正法令等への対応方法を学ぶ—

令和3年12月7日（火）と8日（水）の両日、宇都宮市内の栃木県護国会館において、栃木県内の衛生管理者41名が参加して、衛生管理者能力向上教育（定期）が開催されました。

労働安全衛生法では、衛生管理者が新たな知識・技能を習得する機会として、能力向上教育を実施する努力義務が事業主に課されており、通達では、定期教育として5年に一度実施するよう示しています。（H3.1.21基発第39号「安全衛生教育等推進要綱」）。

また、同法に基づいて、厚生労働省では衛生管理者の能力向上教育のカリキュラムを定めており、当連合会ではこれに基づく衛生管理者能力向上教育を隔年で開催しているところです。

当日は、コロナ感染症防止対策により、受講者数を会場定員の半数以下とし、検温、マスク、消毒、換気等諸対策徹底の下で開催されました。

各受講者は講師の説明をスライドを見ながら熱心に聴講し、特に二日目のグループ討議では、日頃の悩みも含めて活発に情報交換が行われるなど、好評のうちに終了し、受講者全員に修了証が交付されました。

来年度は安全管理者の能力向上教育（定期）を開催の予定としておりますが、栃木労働局管内で労働災害の増加傾向が続くなど、企業の安全管理を取り巻く状況が厳しさを増す中、該当者の皆様の多くの受講をお待ちしております。

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 1月20日(木)～21日(金) 第3回職長等教育
栃木県護国会館
- ② 1月25日(火) 労務管理講習会
宇都宮市文化会館・小ホール
- ③ 2月10日(木) 地区協会打ち合わせ会議
- ④ 2月15日(火) 研削といし特別教育
栃木県護国会館
- ⑤ 3月8日(火) 職長能力向上教育
栃木県護国会館
- ⑥ 3月17日(木) 理事会 宇都宮文化会館・会議室

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 1月18日(火) 令和3年度労務管理セミナー
小山グランドホテル
- ② 1月26日(水) 動力プレスの金型の調整等特別教育
栃木商工会議所
- ③ 2月3日(木)～4日(金) 職長教育
栃木商工会議所
- ④ 3月中 栃木署管内労働災害防止団体連絡会議
詳細未定

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 1月21日(金) 労務管理講習会
(株)福田屋百貨店鹿沼店
- ② 2月中 労務管理部 会場未定
- ③ 2月中 産業安全部 会場未定
- ④ 2月中 労働衛生部 会場未定
- ⑤ 3月中 総務部 会場未定
- ⑥ 3月中 理事会 会場未定

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 1月13日(木)～14日(金)
木材加工用機械作業主任者技能講習(林災防協力)
宇都宮市内
- ② 1月27日(木)～28日(金)
のり面ロープ高所作業特別教育(林災防協力)
宇都宮市内
- ③ 2月18日(金) 労務管理部会及び労務管理講習会
日光市大沢公民館会議室
- ④ 3月8日(火)～10日(木)
伐木等の業務特別教育(林災防協力) 会場未定
- ⑤ 3月中 専門部委員会合同会議
日光市大沢公民館会議室

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 1月27日(木) 労務管理セミナー 足利市民プラザ
- ② 2月4日(金) 第3回役員会 足利市民プラザ
- ③ 2月5日(土)～6日(日)
動力プレス金型交換等業務特別教育
赤石工業(株)
- ④ 2月24日(木)～25日(金) 職長教育(第2回)
足利市民プラザ
- ⑤ 3月5日(土)～6日(日) クレーン特別教育
オグラ金属(株)
- ⑥ 3月24日(木) 第4回役員会 第3回理事会
足利市民プラザ

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 1月18日(火) 職長能力向上教育(再教育)
佐野市勤労者会館
- ② 2月3日(木) 新春労務講演会・新春労務懇談会
ホテルサンルート佐野
- ③ 2月16日(水)・17日(木)
有機溶剤作業主任者技能講習(主催(株)人財学園)
佐野市勤労者会館
- ④ 3月3日(木) 粉じん作業特別教育
佐野市勤労者会館
- ⑤ 3月7日(月) 正副会長会議
ホテルサンルート佐野
- ⑥ 3月17日(木) 第3回理事会
ホテルサンルート佐野

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 1月7日(金) 北栃木新春名刺交換会
勝田屋記念会館
- ② 2月3日(木)～4日(金) 第3回職長教育
栃木県立県北体育館
- ③ 2月18日(金)
総務部・産業安全部・労働衛生部合同部会
TOKO-TOKOおおたわら
- ④ 3月4日(金) 理事会
TOKO-TOKOおおたわら

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 1月18日(火)～19日(水) 職長教育
真岡市公民館
- ② 2月8日(火) 労務管理セミナー 真岡市公民館
- ③ 2月15日(火) 特定粉じん作業特別教育
真岡市公民館
- ④ 3月22日(火)～23日(水)
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能
講習(出張臨時講習) 真岡市青年女性会館
- ⑤ 3月中 第3回理事会 会場未定

全国労働基準関係団体連合会からのお知らせ

外国人在留支援センター

Foreign Residents Support Center (FRESC 略称：フレスク)

■略称フレスクが誕生し、令和2年7月6日から稼働しています。
 ■フレスクは、国際交流の促進や労働力不足への対応等の観点から、外国人労働者の在留そのものを支援する、4省（法務省・厚生労働省・外務省・経済産業省）共管の公的機関です。
 ■留学生の受入れや就職の促進、高度外国人材の受入れの促進、外国人本人や家族の人権擁護、外国人が関係する法律トラブルの相談、査証相談、外国人雇用に伴う労働相談など一か所でさまざまなサービスが受けられます。

■厚生労働省関係では、東京労働局外国人特別相談・支援室が設けられ、外国人雇用に係る労働相談に応じるほか、外国人雇用サービスセンターでは就職相談に応じています。
 ■なかでも、公益社団法人東京労働基準協会連合会が厚生労働省から受託した「外国人安全衛生管理支援事業」の「安全衛生班」として、外国人労働者を雇用する上での安全衛生管理の相談への対応、安全衛生の専門家が個別訪問しての、安全衛生診断・改善指導を、無料で行っていきます。(☎0570-011000)

2021年度各種技能講習等実施計画表

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
1	11(火)～12(水)	有機溶剤作業主任者技能講習⑩	建設産業会館	10/1(金)	12/24(金)
	17(月)～19(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑦	〃	11/12(金)	1/5(水)
	25(火)～26(水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑧	〃	10/25(月)	1/11(火)
2	1(火)～2(水)	安全衛生推進者等養成講習⑤(一般③)	護国会館	11/1(月)	1/18(火)
	3(木)～4(金)	有機溶剤作業主任者技能講習⑩	建設産業会館	11/4(木)	1/20(木)
	7(月)～9(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑧	〃	12/6(月)	1/24(月)
	14(月)～15(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑨	〃	11/15(月)	1/31(月)
	17(木)～18(金)	安全管理者選任時研修③	護国会館	11/17(水)	2/3(木)
	21(月)～22(火)	乾燥設備作業主任者技能講習②	建設産業会館	11/22(月)	2/7(月)
	24(木)～25(金)	鉛作業主任者講習①	〃	11/24(水)	2/10(木)
3	3(木)～4(金)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑩	建設産業会館	12/3(金)	2/17(木)
	8(火)～9(水)	栃木KYTトレーナー研修②(中災防主催)	〃	中災防	中災防
	14(月)～16(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑨	〃	1/14(金)	2/28(月)
	17(木)～18(金)	プレス機械作業主任者技能講習③	〃	12/17(金)	3/3(木)
	24(木)～25(金)	栃木KYTトレーナー研修③(中災防主催)	〃	中災防	中災防

受講申込案内

◆ 申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。

※ インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL [<http://www.tochikiren.or.jp>]

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日9:00～17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp



(栃基連HPのQRコード)

中災防からのお知らせ

中災防の栃木KYTトレーナー研修会(基礎・2日間コース)のご案内

開催日 令和4年3月8日(火)～9日(水)、2日間(定員24名)

令和4年3月24日(木)～25日(金)、2日間(定員24名)

会場 栃木県建設産業会館4階会議室(宇都宮市築瀬町1958-1)

申込方法 中災防・関東安全衛生サービスセンターのHPでファクス申込書をダウンロードして必要事項を記載し、中災防・関東安全衛生サービスセンターにFAX(03-5484-6704)で申し込む(オンライン申込も可能)。

申込先 中災防関東安全衛生サービスセンター
〒105-0014 東京都港区芝浦1-15-5 リオテック芝ビル5階
FAX 03-5484-6704 TEL 03-5484-6701

振込先 みずほ銀行横浜駅前支店 普通預金口座 1131002(2週間前迄に振込)
口座名 中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター

参加費 一般 38,500円(中小割引23,100円)
賛助会員 34,650円(中小割引20,790円)

※1 賛助会員 当連合会の会員である県内8労働基準協会に加入している事業場は、上記研修会参加費が賛助会員扱いとなります。

※2 中小割引 i 常時使用する労働者の数が300人未満の事業場であること、ii 労災保険の適用事業場であること、が要件です。今年度初めて割引サービスを利用する場合は、労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控え)の写し等を提出いただく必要があります。

栃木県の最低賃金



使用者も、労働者も、必ずチェック！

※最低賃金は作業場に掲示する等の方法で周知が必要です。

とちまるくん © 栃木県

地域別最低賃金

効力発生日：令和3年10月1日

栃木県最低賃金	時間額(円) 882	特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。 (一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。)
---------	----------------------	---

特定最低賃金

効力発生日：令和3年12月31日

最低賃金の件名	最低賃金 時間額(円)	適用産業 (日本標準産業分類(平成26年4月1日施行) による。)	適用除外労働者 (18歳未満又は65歳以上の労働者は 栃木県最低賃金が適用されます。)
塗料製造業	992	E1644 塗料製造業	(1) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 に主として従事する者
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業	939	E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業(建設 用ショベルトラック製造業、 繊維機械製造業(縫製機械製 造業を除く。)を除く。) E271 事務用機械器具製造業 E272 サービス用・娯楽用機械器具 製造業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のう ち流れ作業の中で行う業務を除く。) に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を 要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は 電線の切り・被覆のはく離・組線・ 結束・組付けの業務
電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	940	E28 電子部品・デバイス・電子回 路製造業 E29 電気機械器具製造業(電池製 造業、電気計測器製造業、そ の他の電気機械器具製造業 を除く。) E30 情報通信機械器具製造業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のう ち流れ作業の中で行う業務を除く。) に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を 要しない簡易な組立て、穴あけ、 かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の 切り・被覆のはく離・組線・巻線・ 結束の業務 (注1)「自動車・同附属品製造業」において は、手作業により又は手工具若し くは小型手持動力機を用いて行う 熟練を要しない穴あけ、かしめ又 は電線の切り・被覆のはく離・ 組線・巻線・結束・組付けの業務 ハ 目視による部品の(選別又は)検査の 業務 ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰 め、箱詰め(又は運搬)の業務 (注2)「(選別又は)」及び「(又は運搬)」に ついては、「自動車・同附属品製造 業」において除く。
自動車・同附属品製造業	947	E311 自動車・同附属品製造業	
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具 製造業、医療用機械器具・医 療用品製造業、光学機械器 具・レンズ製造業、医療用計 測器製造業、時計・同部分品 製造業	940	E273 計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理 化学機械器具製造業(理化学機 械器具製造業を除く。) E274 医療用機械器具・医療用品製 造業 E275 光学機械器具・レンズ製造業 E2973 医療用計測器製造業(心電計 造業を除く。) E323 時計・同部分品製造業	
各種商品小売業		令和3年の改正はありません。 (注)「各種商品小売業」最低賃金は、令和3年10月1日以降、 栃木県最低賃金(時間額882円) が適用されています。	

* それぞれの産業において、①管理、補助的経済活動を行う事業所 又は ②純粋持株会社(L7282)も特定最低賃金が適用されます。